

令和4年度時点の資料であるため、記載の税率等は現状と異なる

〔兵庫県における保険料水準統一のスケジュール〕

- ・ **標準保険料率の統一：令和9年度**
(標準保険料率への移行目安時期)
- ・ 保険料率の一本化：原則令和12年度
(標準保険料率への全市町移行完了)

県の標準保険料率を統一するためには

【保険料水準統一のイメージ】

現状				統一後			
川西市	所得割	均等割	平等割	川西市	所得割	均等割	平等割
標準	7.07%	30,527円	19,873円	標準	7.2%	33,000円	20,000円
調整	+	-	+	調整			
実保険料	7.78%	29,000円	20,800円	実保険料	7.2%	33,000円	20,000円

近隣他市				近隣他市			
所得割	均等割	平等割		所得割	均等割	平等割	
標準	7.62%	32,895円	21,415円	標準	7.2%	33,000円	20,000円
調整	+	-	+	調整			
実保険料	8.40%	31,600円	23,900円	実保険料	7.2%	33,000円	20,000円

・ 現在県が示している標準保険料率は市が保険料率を設定する際の目安
 ・ 実際の保険料率を設定する際には、市町によって異なった賦課割合を採用したり、独自基金を活用した保険料の引き下げを行うなどの市町独自の要素を反映

個別公費・個別経費を完全に相互扶助し、賦課割合は県の基準に合わせ、独自基金を活用した保険料の引き下げなどを行わないことで統一が図られる

『個別公費・個別経費を全市町で相互扶助しなければならない』

【現状】

- (1) 各市町の事情（低所得者が多い・高齢者が多い等）により交付される財政安定化支援事業交付金や、保健事業などの取組みや成果に応じて交付される保険者努力支援交付金などの公費があり、各市町がそれぞれ税率に反映している。
- (2) 各市町が実施する保健事業や任意給付等の費用をそれぞれが計上し税率に反映している

歳入

歳出

【統一後】

- (1) 各市町に交付される公費を**県全体の歳入**として税率を算定をする（全市町が恩恵を分け合う）
- (2) 各市町が実施する保健事業や任意給付等の費用を**県全体の歳出**として税率を算定する（全市町が負担し合う）

個別公費・個別経費の一覧

個別公費	個別経費
(1) 保険者努力支援交付金	(1) 保健事業
(2) 特定健診負担金	(2) 直診勘定繰出金
(3) 県繰入金	(3) 特定健診に要する費用
(4) 国特別調整交付金	(4) 条例減免
(5) 福祉医療波及増繰入金	(5) 任意給付
(6) 財政安定化支援事業	
(7) 出産育児一時金繰入金	
(8) 保険者支援制度	
(9) 過年度収入	

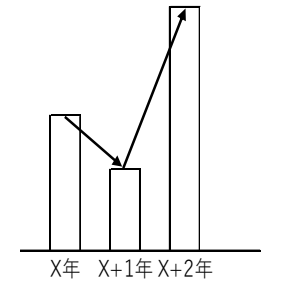
※個別公費の(6)から(9)はR4年度より相互扶助済み

県における個別公費・個別経費相互扶助による影響の平準化策

相互扶助の段階的な反映

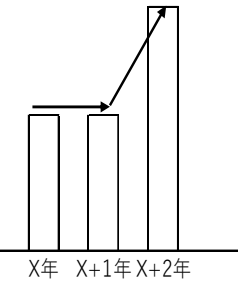
- ・ 個別公費・経費の相互扶助をR5年度からR9年度までの5年間で段階的に実施（毎年20%ずつ）することで、保険料の急激な変化を抑制
- ・ すべての個別経費・個別公費について、一体的に相互扶助を進めることで、増減のばらつきを防止

項目毎に相互扶助時期を分けると・・・

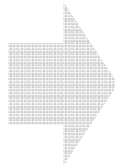


⇒ 納付金が乱高下する恐れ

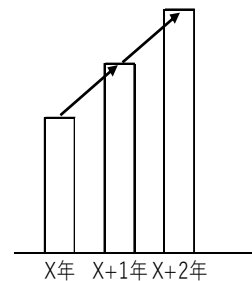
相互扶助を一気に進めると・・・



⇒ 納付金が急激に上昇



相互扶助を一体的、かつ段階的に進めると・・・

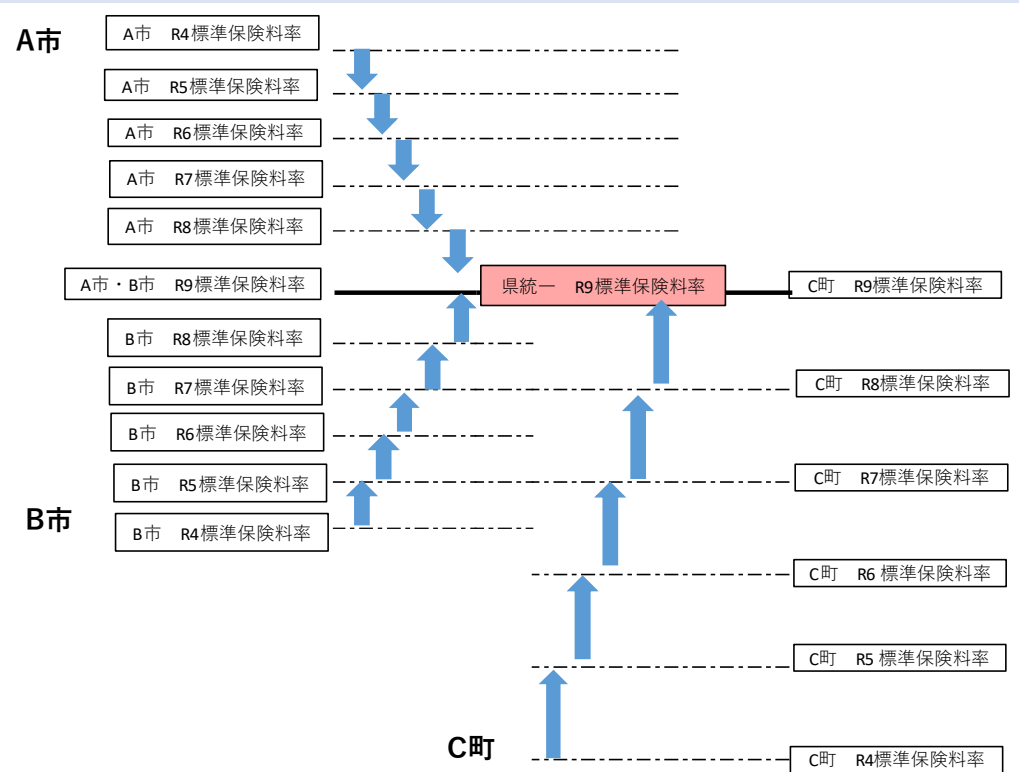


▶ 納付金の変動を平準化

県における標準保険料率統一のイメージ

(令和4年度第2回) R4.12/27
川西市国民健康保険運営協議会資料

左の取組みにより変動を平準化させながら、各市町の標準保険料率を令和9年度に一致させる（＝標準保険料率の統一）



各市町が、毎年度県の示す標準保険料率に近づけて税率設定すれば令和9年度の統一税率と一致していく